

# 地域包括支援センター

シリーズ

その4

# 成年後見制度を知ろう!!

## (高齢者をみんなで見守ろう編)



健康福祉課地域包括支援センター ☎ 25 1 1 8 2

**成年後見制度とは？**

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の預貯金の管理や日常生活での様々な契約の支援をする制度です。

例えばこんなときに利用できます。(下記図)

**費用はどのくらいかかるの？**

成年後見制度の場合、収入印紙、登記印紙、郵便切手など裁判所に審判を請求する手数料で1〜2万円ほどがかかります。また利用者本人の判断能力を確認するための医師の鑑定料として5〜10万円ほどがかかります(明らかに判断能力がない場合は鑑定が必要でない時もあります)。

後見人などが支援を開始した場合は後見人などに支援費用(報酬)を支払うこととなります。金額については裁判所が支援の内容・利用者の収入などを考えた上で決定します。

**成年後見人などにはどのような人が選ばれるの？**

配偶者や親族・知人以外でも法律や福祉の専門家、また法人など、家庭裁判所が本人にとって最も最適と思われる人や法人が選任されます。

## 成年後見制度はこんな時に利用できます。

### お金の管理ができなくなった

- ・通帳や印鑑の置き場所がわからなくなった
- ・お金の支払いのことが理解できなくなった

成年後見制度を利用していれば後見人などが貯金や年金などの財産管理を行います。

### よくわからないまま契約をしてしまう

- ・訪問販売などで必要のない商品を購入してしまった

契約の内容がよくわからないまま契約書にサインしてしまっても成年後見制度を利用していれば、本人が結んだ契約を取り消すことができます。

### 医療や介護サービスの手続きができなくなった

- ・介護サービスの契約がよくわからない
- ・施設や介護サービスをどのように選んで契約したらよいかわからない

成年後見人などは本人の希望を聞きながら、医療や介護事業所との契約や手続きを行います。契約が結ばれたあと、サービスがきちんと受けられているかどうかの確認など、本人の権利を守ります。

### 将来の財産管理などが不安…

- ・一人暮らしなどで将来の財産管理が心配
- ・将来、認知症になったり、病気で倒れたときに介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい

判断能力が十分なうちにあらかじめ信頼できる人と契約を交わし、判断能力が不十分になった後に、その人に財産管理を任せることができます。

住所地にある家庭裁判所に後見などの開始の裁判を申し立てます。  
申し立てには必要な書類があります。まずは地域包括支援センターか家庭裁判所にご相談ください。

**利用する場合はどうすればいいの？**

9月4日、保健福祉センターひだまりで淑徳大学国際コミュニケーション学部 学部長山口光治教授をお招きして成年後見制度の講演会を開催しました。

講演会を通して、「後見人として活動している実例をもとに報酬のことや後見人ができる行為・できない行為をくわしく知ることができてよかった」認知症の親族が利用できるか不安だったが、話を聞いて利用できそうなので始めようと思う」といった感想がありました。



「成年後見制度の上手な利用法」と題した講演会の様子